

●みんなで575コーナー

応募作品の中から、編集部で季節感やユーモアなどを基準に選考し、20作品を掲載します。

素敵な作品を
お待ちしております！



●広報感想コーナー

広報誌へのご感想や作品をお寄せいただいた方で、「抽選参加有」の方の中から、抽選で下記のプレゼント引換券をお送りします。当選者の発表はプレゼント等の発送をもってかえさせていただきます。

▼今月のプレゼント

マキノピックランド果樹園入園券
…5人分



マキノピックランド

マキノ町寺久保835-1
☎(27)1811

さくらんぼ、ブルーベリー、ぶどう、栗、りんご…。旬のフルーツの摘み取りをお楽しみください。

この夏は にぎやかになる 風車村
高島に 春の訪れ 座禪草
晴れ着の子 車の撥で 泣き流る
今はただ 大漁夢見て 雪解築
絵手紙に ミカン描けども ユズになり
皮肉にも 凍てつく夜空は 星の渦
年毎に 春待つ心 しきりなり
雪折れの 古梅の枝や 芽が膨れ
冬の湖 気遣い泳ぐ 愛の群れ
雪しんしん お隣さんへ 回覧板
病棟の 窓の陽射しや 春を待つ
小春日や 眠る赤子の 神笑ひ
びわ一の 橋の修繕 ありがとう
朝霧や 水面に揺れて 見えかくれ
雪山に 友よぶ声か しかのなく
チョコレート 今年ももらえず 肩おとす
だんな様 歌う割には わし的事
節分の 鬼もたじろぐ 妻の活
鬼は外 福は内よと 良く笑い
風雪を 耐えた甲斐あり 新芽出る

梅村 保次(安・四津川)
上原すみえ(新・太田)
駒井かつえ(安・常磐木)
吉川 明(安・北船木)
三田村ます江(今・福岡)
岡田 常信(安・川島)
丸岡亜希子(新・藁園)
白井やよい(高・宮野)
駒井 正一(安・北船木)
早田 弘子(今・今津)
前川 安正(新・太田)
伊庭 健博(新・深溝)
川尻 耕生(今・松陽台)
松本せつ子(マ・海津)
木津 みね(高・拜戸)
田谷多見雄(安・南古賀)
八木 宏(高・鴨)
円水正之佑(マ・山中)
平野美智恵(安・長尾)
寺田 義輝(マ・西浜)

申し込み先はこちら

【郵便】 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 高島市企画広報課あて
【メール】 kikaku@city.takashima.lg.jp
①住所②氏名③連絡先④コーナー名⑤作品またはご意見・ご感想⑥プレゼント抽選参加の有無を記載してください。
【留意事項】 ▶コンテストなどに未発表▶応募は一人一点▶投稿物は返却不可▶添削有▶著作権など第三者の権利やプライバシーを侵害していないもの▶市民の方対象

▼次回締切
3月26日(月)必着
▼掲載月
5月号

●写真・イラストコーナー

応募作品の中から編集部で数点を選考し、掲載します。



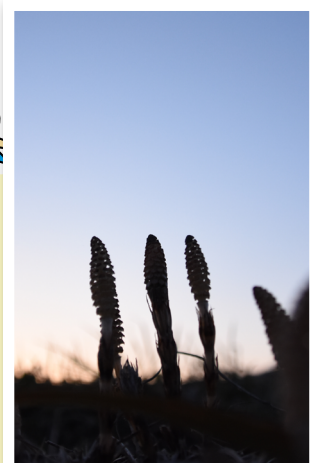
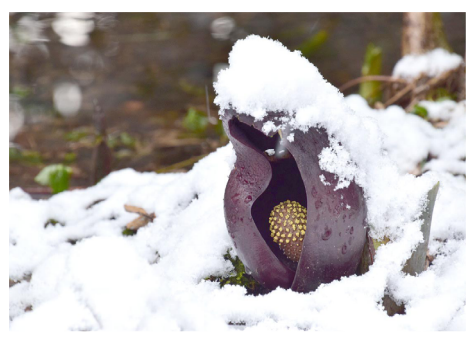
スマートフォンや携帯電話などからの応募も大歓迎！また、市ホームページではカラーで掲載！



空に向かって一直線！揃ってぐんぐん伸びるよ。byたかP



高島の初春といえ
ば、座禪草は外せな
いよね！ byたかP



わたし流、
やっかしまの暮らし。

「高島市の自然に魅せられて」

高島市役所 市民協働課 いおき りく
五百木 陸



昨年の3月末に高島市役所への就職を機に安曇川町に移住しました。

もともと祖父の実家が高島市にあり、子どものころから安曇川にはよく来ていましたが、移住してみようと思ったのはピワイチがきっかけでした。

県内を周る中でも、高島市のメタセコイア並木・白鬚神社など観光資源や自然風景が豊かなところに

魅せられ、周りの環境に癒されながら生活する暮らしがしたいと思いました。

大津市から移住して、実際に生活してみると大雪の際の雪かきなど自然から刺激を受けることも多々あります。ただ、仕事柄かもしれないませんが、そういった刺激も自分の住んでいる所の地域性を知るという意味で移住後の楽しみとなっています。

このコーナーは、たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、高島の暮らしで感じることをお伝えいただくコーナーです。

☎ 市民協働課（定住推進室） ☎ (25) 8526

国保年金あらかると

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137
大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789

新しい国民健康保険被保険者証をお送りします

4月1日からご使用いただく新しい国民健康保険被保険者証（カード）を3月下旬に世帯主へ郵送します。紛失などに注意し、大切に保管してください。なお、4月から市とともに県も保険者として国民健康保険の運営を担うため、被保険者証の様式が変わります。

現在お使いの被保険者証は4月以降に、ご自身で廃棄していただくか、保険年金課または各支所の窓口へご返却ください。



★有効期限が変わります★

平成31年度以降は被保険者証の更新時期が4月から8月に変更になります。そのため、これまで3月31日となっていた有効期限が変わりますのでご注意ください。

【有効期限:平成31年7月31日】

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金保険料の免除（全額・一部）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なく計算されます。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増やすために、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納する）ことができます。

※追納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは、保険年金課または大津年金事務所までお問い合わせください。